

平成 31 年第 1 回定例会 文教常任委員会

平成 31 年 3 月 4 日

小野寺委員

端的にお尋ねしますので、できるだけ簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず、高等学校就学支援事業について何点かお尋ねいたします。高等学校奨学金というのは貸与型のものなのですけれども、平成 25 年度と 27 年度に制度改正が行われたとのことです。これは、私どもの会派も様々提言をさせていただいたところでありますけれども、その改正内容についてまず確認をさせてください。

教育局財務課長

はじめに、平成 25 年度の制度改正でございます。高校進学準備のための費用にございますのを、入学前の 3 月に高等学校奨学金の一部に相当する 12 万円を前倒しして貸し付ける短期臨時奨学金を創設させていただいたところでございます。

次に、平成 27 年度の制度改正でございます。給付型の就学支援制度の充実や、奨学金の財源としてきた国からの臨時特例交付金の廃止など、奨学金を取り巻く環境が大きく変化してきていることを踏まえまして、就学支援のための奨学金へ転換を図ったところでございます。

具体的には、成績要件の見直し、貸し付け月額の上限の引下げ及び細分化、加算制度の創設などを行ったところでございます。

小野寺委員

奨学金なのですけれども、今回の 2 月補正予算で約 4 億 8,000 万円の減額補正が提案されておりますけれども、まずその理由を確認させてください。そしてまた、先ほど御説明いただいた条例改正後の平成 28 年度、29 年度の貸付人数と貸付額も確認をさせてください。

教育局財務課長

平成 30 年度の奨学金でございますけれども、当初予算では貸付人数を 3,850 人、貸付額を 14 億円で見込んでございましたけれども、貸付希望者が減っているということから、2 月補正予算案では貸付人数を 2,635 人、貸付額を 9 億 1,289 万円と見込んでいることから、減額補正をお願いしているところでございます。

次に、条例改正後の貸付人数と貸付額についてですが、平成 28 年度が 3,324 人で 11 億 2,747 万円、平成 29 年度が 2,766 人で 9 億 3,396 万円となってございます。

小野寺委員

今の御説明ですと、毎年貸付人数、貸付額とも減ってきているわけですけれども、原因をどのように考えていらっしゃいますか。

教育局財務課長

先ほどの御答弁でありました平成 27 年度の条例改正で、毎月の貸付額につきまして上限を引き下げたということと、細分化を行ったといったことがございます。そのため、必要とする金額だけの貸し付けを受けることができるようになったということで、貸付額の減少の一因になったものとも考えてございます。

さらにこうした条例改正よりも大きな影響を与えていると考へてございますのが、給付型の就学支援制度として国が創設した学校の授業料に充当する高等学校等就学支援金と、授業料以外の教育に必要な経費に対して支給する高校生等奨学給付金でございます。こうした給付型の就学支援制度の充実が、貸付人數、貸付額の減少に大きな影響を与えていると考へております。

小野寺委員

給付型の支援が行われるようになって変わってきたということなのですが、就学支援金について、2月補正で約5,700万円の増額補正が提案されているのですけれども、その内容について教えてください。

教育局財務課長

就学支援金の予算額なのですけれども、就学支援金の受給対象生徒数に授業料を乗じて積算するということを原則としてやってございます。この際、就学支援金の受給対象生徒数ですが、学校全体の想定生徒数に就学支援金の受給対象として認定された割合でございます認定率を乗じて積算してございます。

平成30年度当初予算ですが、就学支援金の受給対象生徒数につきまして、予算を見込む時点での最新データでございます平成29年度の認定率の見込みをベースに積算いたしました。しかし、国への交付金の申請のために平成30年11月に各学校に対して支給調査、状況調査を行ったところ、平成30年度での認定率見込みが全課程におきまして当初予算で想定した認定率見込みを上回ったということになりました。このため、就学支援金の受給対象生徒数の見込みが増加したことから、今回増額補正をお願いしているといったところであります。

小野寺委員

それでは、もう一方の給付制度の奨学給付金について、平成29年度の給付人數と給付額、併せて平成30年度の状況についても教えてください。

教育局財務課長

平成29年度の貸付人數ですが、1万4,930人、給付額は12億2,163万余円でございます。平成30年度の給付人數は、当初予算どおりの執行を現在見込んでございまして、給付人數は1万4,312人、給付額は12億1,000万円を見込んでいるということでございます。

小野寺委員

給付型の奨学支援制度については、理解しました。それでは、また再び奨学金についてお伺いしたいのですけれども、奨学金の貸付事務、これは国公市立と私立分をまとめて教育委員会で行っていると承知しておりますけれども、平成29年度の決算における貸付人數と貸付額の国公立と私立の割合を教えてください。

教育局財務課長

平成29年度の貸付人數でございますけれども、おおむね国公立1に対しまして私立3の割合となってございます。貸付額ですが、おおむね国公立1に対しまして私立6の割合となってございます。

小野寺委員

分かりました。教育委員会が事務を行っているけれども、今は私立の生徒に對しての奨学金もかなり多くなってきていることが分かりました。

それでは、今回の平成31年度当初予算案なのですけれども、11億円ということと奨学金の予算が用意されています。平成30年度に比べて3億円の減額になっているわけですが、先ほどいろいろ御説明を伺っていると、この貸付金の奨学金、貸与型の奨学金が減少傾向にあるということが理由だと思うのですが、今回のこの11億円という予算で十分行き渡ると考えているのでしょうか。

教育局財務課長

条例を改正いたしまして新たな制度となりました平成28年度以降も、貸付要件を満たした奨学金貸付希望者全員に貸し付けを行うことができているという状況でございます。平成31年度当初予算案ですが、平成30年度当初予算案から3億円減額し、11億円の計上としているところでございますけれども、近年の実績を踏まえますと、奨学金貸付希望者全員に貸し付けをすることができる十分な予算ではないかと考えてございます。

今後も援助が必要な高校生等が経済的な理由で学業を断念することのないように、奨学金貸付希望者全員に貸し付けを行うことができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

小野寺委員

公立に統いて、私立高校の授業料の実質無償化も進んでいく中で、就学支援事業の形も今後変化していくのではないかと思われます。時代のニーズを的確に捉えながら、家庭の経済環境にかかわらず、平等に学べる神奈川を目指し続けていただきたいと要望申し上げまして、この質問を終わります。

次に、県立学校におけるエアコン設置の推進について伺います。我が会派の渡辺議員が先日の本会議において県立学校におけるエアコン設置の推進について代表質問を行いました。そこで教育長から、設置に至る決め方について答弁をしていただいたわけですが、そのことについて何点かお伺いをしたいと思います。

代表質問では教育長から、これからエアコンを5、6年かけて整備をしていくという御答弁を頂いているわけですが、これはどのような優先順位で工事を行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

教育施設課長

高校の特別教室については、映像教材を活用した授業など多目的な展開が可能であり、その場合には窓を閉め切るケースが多いなどのことから、特に学校からの要望が多かった視聴覚室を最優先に考え、さらに、利用頻度の高い理科や社会など教科各室、プライバシーの観点から閉め切った状態で使用する、進路指導等を行う場合のガイダンス室、工業高校におけるコンピューターを整備している部屋などについても、学校の要望を踏まえ、計画的にエアコンの設置に取り組みたいと考えております。来年度に現状等を調査し、その後、設計を進める予定ですので、その中で優先順位を決めたいと考えております。

小野寺委員

高校の特別教室、どのように進めていくかというのは分かりました。一方で、先日の代表質問では、特別支援学校に触れさせていただいたと思います。高校の体育館というのは大変大きいので、容積も大きいというのでしょうか。また断熱の問題もあって、エアコンの設置が難しいという、そういうことも承

知はしているのですけれども、一方で、特別支援学校の体育館については、教育長が設置に向けた調査を進めると前向きな御答弁を頂いたところあります。

特別支援学校については、災害時に福祉避難所と指定をされるとも聞いています。現在、福祉避難所として指定されている特別支援学校が 20 校程度あるとお聞きしましたけれども、そういう観点からも、特別支援学校の体育館については、優先的に設置をしていくべきだと私は考えているのです。この設置に向けた調査を進めるという御答弁ありましたけれども、この設置に向けた調査というのは具体的にどういうことを指しているのか、御説明を頂ければと思います。

教育施設課長

特別支援学校の体育館は、高校に比べ半分以下の規模のものがほとんどですが、それでも特別教室に比較すると天井も高く、大きな空間になりますので、特別教室のように単純にエアコンを設置するだけではなく、エアコンの置き場や空調方式、断熱性の改善等の検討も併せて行っていく必要があります。

また、受電設備の改修が必要か否かも検討していく必要がありますので、これらの状況を把握するための調査を行ってまいります。

小野寺委員

それでは、その調査のスケジュール感を分かる範囲で教えていただければと思います。

教育施設課長

来年度一杯かけて調査を行いまして、その結果を基にして翌年度設計、またその翌年度に工事というスケジュールを考えております。

小野寺委員

平成 31 年度に調査、その翌年度に設計、その後、工事に入るとすると、大体どのぐらいの期間を見込めばよろしいでしょうか。

教育施設課長

工事の期間自体は 1 年かかると見込んでおりまして、それが同じサイクルで合計工事期間について 3 年から 5 年かかるかと考えております。

小野寺委員

分かりました。何年間かけてということですね。

教育施設課長

校舎設計期間も含めて 5、6 年を考えております。

小野寺委員

分かりました。今、特別支援学校の体育館、特にお願いをさせていただいたわけありますけれども、もちろん子供たちの健康も大事でありますし、あるいは福祉避難所という機能を考えても、様々予算にも限りがあると思いますが、是非優先的に進めていただけるように要望させていただきます。

それでは、次の質問に入ります。SNS によるいじめの対応について何点かお伺いしたいと思うのですが、県教委で昨年 9 月に SNS を活用したいじめ相談を実施しました。これについては、各会派から様々議論がなされたわけありますけれども、SNS というのは大変便利なツールではありますけれども、一方では簡単に人を傷つけてしまう、そういう手段にもなり得るものだとい

うものです。特にSNSによるいじめというのは、周囲から見えにくい、また一度拡散をしてしまうと、これは削除が困難ということもあって、いじめを受けた側にとっては大変深刻な影響を及ぼすと考えられると思います。

そうしたこと踏まえて何点か質問したいと思いますが、県の教育委員会としては、SNSによるいじめ、あるいはトラブルの発生などのマイナス面について、子供たちにこれまでどのように対応してきたのかお伺いいたします。

学校支援課長

県教育委員会では、SNSによるいじめやトラブルなどについて、これまで情報モラルの観点から、中学校では道徳や技術・家庭科の授業で、そして高校の場合には情報という教科の中で子供たちに教えてきました。また、携帯電話会社の協力を得て実施している携帯電話教室なども活用しております。

小野寺委員

東京都で情報モラル教育のためにSNS東京ノートという教材を作成していると聞いていますけれども、神奈川県にはこういったものがあるのでしょうか。

学校支援課長

県教育委員会では、昨年の5月ですけれども、県警そしてLINE(株)と協定を締結して、インターネットの利用に起因した非行や被害、トラブルなどを防止するため、連携して研究を行っております。その中で、情報活用能力、そして情報モラルに係る教材の作成や効果的な指導方法の構築に取り組んでいきます。

小野寺委員

今、LINEと警察と教育ということなのですが、その3者が協力するメリットというのはどう考えていますか。

学校支援課長

県警察は青少年の犯罪・非行防止、そして私ども県教委は児童・生徒の健全育成、そしてLINE(株)はSNSの有効活用と普及と、それぞれがそれぞれのフィールドで力を発揮することで、相乗的な教材、相乗効果によって効果的な教材が作成できるのではないかと考えております。

小野寺委員

その教材についてなのですが、これはどのように活用していくとしているのか教えてください。

学校支援課長

完成した教材につきましては、情報モラル教育の教材として学校現場や、また警察が開催しておりますサイバー教室というのがございまして、そちらで利用をいたします。教材は、一回つくって終わりというものではなくて、こうした利用を通じて効果を検証しながら修正をして、活用していきます。こうした取組によって、子供たちが安全に安心してSNSを利用できるように、継続的に指導してまいります。

小野寺委員

是非よろしくお願いをしたいと思います。世の中が便利になりますと、その反面でいろんな問題があるということ、このスマートフォンとかSNSの普及に伴う情報モラルでありますとか情報リテラシーへの対応というのは、正に非

常に今日的なそうした課題だと思っています。県の教育委員会として、これから情報社会を生きていく子供たちのために、そのモラルとスキルを身につけてもらえるように、しっかりと取り組んでいただくことを要望して、次の質問に入ります。

次は、県立高校における舞台芸術科の設置について何点かお伺いをしたいと思います。

昨年秋に策定された県立高校改革実施計画2期の中で、県立神奈川総合高校に舞台芸術科を設置するとありました。また、設置に当たっては、有識者からの報告もあったわけですが、実際に生徒がどの程度集まるのか、指導者は確保できるのかなどといったソフト面でクリアしていくかなければならない課題も多いと感じています。そこで、舞台芸術科の設置に向けた取組について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、この設置を目指すことになった理由と、この学科で学ぶ、この学校に入学をしてくる生徒像というのがあったら教えてください。

県立高校改革担当課長

県教育委員会では、平成27年1月に策定・公表いたしました県立高校改革基本計画、この中で、社会のニーズ等を踏まえた新たな専門学科の設置と検討ということで、外国語、舞台芸術、あるいはスポーツ科学科等の設置を掲げまして、その後、平成29年1月に策定・公表されました国の第3期教育振興基本計画、この策定に向けた基本的な考え方の中で、文化・芸術の発展を担う人材の育成の重要性が示されたところでございます。

また、近隣都県をはじめ全国の公立高校の事例を見てみると、文化・芸術の中でも、複数の生徒が一つの作品をつくり上げていくという、いわゆる演劇活動には、豊かなコミュニケーション能力や表現力、こうしたものが身につけることができるなど、高い教育効果が認められております。こうしたことから、本県では平成32年度から取り組む実施計画の2期計画の中で、この演劇など舞台芸術を広く学ぶ学科の新設を目指すこととしたところでございます。

また、生徒像でございますけれども、本学科の生徒像としては、やはり専門学科高校となりますので、将来、舞台芸術に関係する道に進みたい、そのためには舞台芸術の学びを深めていきたいという生徒と、舞台芸術の教育はこれから大学入学者選抜などでも重視されます表現力やコミュニケーション能力、こういったものの育成につながりますことから、この学科で学んだ力をそれ以外の様々な形で生かしていって、演劇以外の学部ですとか学科に進学する生徒、この両者を生徒像として捉えて考えております。

小野寺委員

例えば隣の東京都、あるいは埼玉県などでも、こうした舞台芸術を学ぶ学科を置いている公立高校があると承知していますけれども、全国を見ても余り多くないですね。他県の高校でどの程度生徒が集まっているのか。募集人員、そしてそれに対する応募状況について、分かる範囲で教えてください。

県立高校改革担当課長

舞台芸術系の専門学科を置いている学校は、全国で公立高校では7校となっております。先ほどお話ありました近県のということで、募集人員に対する募

集者の割合、応募倍率等を見てみると、東京では新宿区にございます都立総合芸術高校、こちらでは推薦と一般的な学力検査と募集が2種類別れておりますけれども、過去3年間を見てみると、推薦では募集人員が12名に対しまして、応募倍率が7.5、6.67、7.17と高倍率で推移をしております。また、一般的な学力検査での募集が28名ございますけれども、こちらの倍率も、応募倍率で見ると2.86、2.75、2.43と高倍率で推移しております。

また、埼玉の所沢にございます埼玉県立芸術総合高校、こちらの一般募集では、40名の募集になりますけれども、やはり3年間で見てみると、1.08、0.93、1.05倍となってございます。

小野寺委員

東京はかなりの倍率ですね。しかし、埼玉県は1倍前後というような状況で、なかなか参考にしようと思っても難しい数値なのですけれども、神奈川県ではどの程度のニーズといいますか、応募を見込んでいるのか。また学科の規模ですが、これについても教えてください。

県立高校改革担当課長

今回、この舞台芸術科の設置に当たりまして、設置検討協議会というところで議論をしていただきました。この議論していただくに当たりまして、県内の中学生の主に演劇部で活動する生徒が集まった中学創作劇発表会、こちら、平成29年8月に実施しましたけれども、この会の中でアンケート調査を実施させていただきました。その中で、高校に演劇を学ぶことのできる学科あるいはコースがあったら、進学したいと思いますか、という質問に対しまして、330名の回答の中で173名の生徒がそう思うあるいは多少そう思うと回答しております、もともと演劇部で活動されている生徒ですので、当然、関心高い生徒対象ではありましたけれども、相応のニーズがあるということが把握できたところでございます。

また、学科の規模でございますが、他県の募集人員がおおむね40、一クラス程度となっております。教育上の展開上のこととも考えますと、特に実技指導では、40人を2グループに分けて20名程度ずつで指導していくのが限度かなと考えおりまして、他県と同等程度の規模を想定して考えております。

小野寺委員

昨年6月に取りまとめられた舞台芸術科設置検討協議会からの報告の中で、指導者の確保について外部機関との連携により優れた指導者を招致するとありますけれども、実際にどのように指導者を確保していくのか、平成33年度生徒募集開始に向け、急がなくてはならない課題だとも思っておりますので、その見通しを伺いたいと思います。

県立高校改革担当課長

本学を支えます舞台芸術の科目、これを教える指導者につきましては、舞台芸術というものが一般的な教員免許の教科ではございませんことから、専門家を外部から講師として招くということが必要かなと考えております。他県におきましても、専門的な指導の部分につきましては、外部講師を活用して行っています。こうした専門家の招致に当たりましては、このたび設置検討協議会の議論にも参加していただいた大学あるいは神奈川芸術劇場K A A Tなど、参

加していただいたそういった専門家の協力も仰ぎながら、劇場等の関係団体あるいは専門学校、大学、劇団等の御協力を頂きながら、指導者の確保に努めていきたい。また、舞台芸術科の科目単位で申し上げますと、神奈川県立の高校、ほかの学校でも科目として持っている学校もございますので、そうした県立高校で教えている方々にも協力をお願いしたいと考えております。

既に県教育委員会と、対象となっております県立の神奈川総合高校では、指導者の確保に向けて、大学などとの連携について検討をさせていただいておりますけれども、指導者の確保は教育内容と連動する部分がございます。この後、本年の秋に策定を予定しております新たな学科の教育内容の基本となります設置基本計画案、この策定の検討と並行して、2021年度、平成33年度の学科開設に向けて指導者の確保をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

小野寺委員

指導者、どんな人を迎えるかというのは大事なことで、それによって生徒が集まるか集まらないか、あるいはその3年間の中でどれだけ生徒たちが成長していくかという、指導者にかかっているところもありますので、そこはしっかりと取り組んでもらいたいと思っています。

あとは、時代でこういう芸術というのはいろんな波があると思うのです。私立の関東国際高校という高校が東京の渋谷区にありますけれども、ここは1984年におそらく日本で初めて演劇科というのをつくって、31期生まで募集していました。ただ、2014年に生徒募集をやめたのです。結局生徒がなかなか集まらないということで、今後維持していくのが難しいという判断になったようですけれども、ここも、ずっと劇団四季のメソッドを使って指導していたのです。そういう人たちが関わってもなかなか、これは私立の学費の問題とかいろいろあるのかもしれないけれども、そうしたこともあるので、是非そのニーズを的確に把握しながら、時代に合ったそういう教育を行ってもらいたいとも思います。

また、こういったところは、最初は人気が出たりするらしいのです。だから、あこがれだけで入ってくるのだけれども、中に入ってミスマッチを起こすというようなこともあるので、これはどういう教育内容をこの学科の中で行っていくのかということを保護者の方や生徒たちに、中学生の皆さんに十分説明をしていただいて、生徒募集をしてもらいたいと思います。

どんなに有名な人を連れてきても、結局中身を見たらいつも代理の人が授業やっているというような、そういう学校もあるみたいですから、その辺も十分注意をしてもらいたいと思います。基本的には、私はファインアーツにしろ、パフォーミングアーツにしろ、こういう文化芸術を高校時代からしっかりと学んでいくということは大事なことだと思っていますので、しっかりと今後の長期的な発展を果たせるように、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、最後に金銭教育について簡単にお伺いをしたいと思います。今、キャッシュレス時代であります。知事が遼寧省に行かれたときに、カードさえも使わない、もうそういう決済の仕方がどんどん進んできているということで、今度は見えないお金というのが、我々もついていくのが大変というような話です。ただ、子供たちはそういうものに対して素早く反応して自分のものにして

しまうというところもあります。そこで、今後の金銭教育、あるいは金融教育の必要性について、何点かお伺いしたいと思います。まず、小学校で、こういったお金の大切さを教える教育はなされていると思うのですが、どんなことをされていますか。

子ども教育支援課長

まず小学校では低学年の段階から、ふだん日々の学級での生活指導、あるいは校外遠足等での学習なので、基本的には学級担任、それから時に地域の方々からいろいろな話をする機会を設け、お金、それから物の大切さについて指導をしております。

また、教科の学習としては、小学校5・6年の段階になると、家庭科の授業で物や金銭の大切さ、それから計画的な使い方について理解するような指導、これを行っております。

小野寺委員

次に、中学生になってくると、お金の使い方も変わってくると思います。金銭トラブルの防止など、お金の怖さということについても教えていく必要があると考えますけれども、そうした場面はあるのでしょうか。

子ども教育支援課長

中学校におきましては、小学校で学んだ内容を踏まえまして、複数の教科において学習内容を深めて学びます。例えば技術・家庭科、特に家庭科の分野、また社会科公民的分野におきまして、例えばキャッシュレス化の進行に伴う金銭の管理、それからいわゆる消費者被害の視点からそれを回避する、避ける方法、適切な対応に関する学習を行っております。

具体的には、中学生となりますと、例えばクレジットカード、電子マネー等は利便性が高い反面、限度を超えた金額を使用してしまいがちになると、あるいはカード情報流出、そういう危険性、こんなことについても学習をしておるところです。

小野寺委員

それでは、小中学校で今後に向けて金銭教育を行っていく上で、どのようなことが必要だと考えていらっしゃるのかお聞きします。

子ども教育支援課長

金銭に関する教育につきましては、今お話ししたように現在も小中学校の様々な教科、あるいは指導の場面で行っています。ただ、小中学校的教育課程におきまして、限られた時間数の中で効果的に子供たちにこうした例えば適切な金銭感覚などをしっかりと身につけていくためには、小中学校を9年間見通して計画的・系統的に指導していくことが必要であり、何よりも、こうした感覚が将来生きていく上で必要になるのだということを、子供自身にしっかりと自覚してもらうことが重要であると考えます。

そのためには、各学校において今行っているいろんな教育活動を、金銭に関する教育の視点から整理をしまして、学校全体でそれを意識しながら指導していくことが必要と考えます。こうした考え方、あるいは小中学校で系統的な指導に役立つような資料等につきまして、県教育委員会としても様々な機会を捉えて提供していきたいと考えています。

小野寺委員

次に、高校生についてお伺いしたいと思います。高校生になりますと、アルバイトで自分が使えるお金というのも増えてくるでしょうし、ある意味で社会に出るその直前の教育として、様々なリスクを主体的に判断できるような、そういういた教育も必要になってくると思うのですけれども、高校においてはどのような取組がなされているのかお伺いしたいと思います。

高校教育課長

社会に出る直前の高等学校ですけれども、小中学校の学習内容を踏まえまして、全ての高校生が学びます家庭科あるいは公民科、こうした学習の中で、経済的自立に向けた学習を行っています。例えば、家庭科の家庭総合では、ネットショッピングなど商品の販売方法も多様化している、支払方法も多様化している、こうしたことがございますので、キャッシュレス決済としてのクレジットカード、プリペイドカードなど様々なカードの役割、その違いなどについて学んでいます。また、ローンやクレジットカード、こうしたものによる支払は借金をすることであり、計画を立てずに利用することで返済不能に陥りかけ、破たんにつながるリスクがある、こうしたことですか、違法な金融業者により高い利息を請求される、こうした被害が実際に起こっている、こうしたことについて学んでいます。

経済的自立のためには、こうした様々なことを学んでいくことが必要ですので、こうした知識に基づいて主体的に判断できる力の育成に取り組んでいるところでございます。

小野寺委員

今、県立高校で、こういう取組はいいなと、優れているなというような事例があれば教えていただきたいのですが。

高校教育課長

進んだ取組ということで申し上げますと、県立高校生学習活動コンソーシアムに参加している金融機関による提供プログラムを県立高校が出前授業といった形で活用して、生涯を見通した経済の管理や計画について理解を深める、こうしたことなどをしております。

また、金融機関の方などで組織されています県金融広報委員会から講師の方をお招きして、生活設計やマネートラブルをテーマとした講演会を実施するなど、金銭教育の充実に努めている学校もございます。

小野寺委員

それでは、今後、県立高校における金銭教育の充実に向けてどのように取り組んでいくのか、最後にお伺いします。

高校教育課長

民法が改正されたことに伴いまして、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるということもございますので、ローンやクレジットカードなどこうした支払、高校生のうちに契約についてしっかりと理解することが必要であると考えております。そのため、今後は県金融広報委員会ですか、あるいは先ほど申し上げました県立高校生学習活動コンソーシアム、こうしたところに参加している金融機関などの専門家の知識、知見を活用した学習をより多く

取り入れるよう促していきたいと考えているところです。

また、国が作成しております高校生向けの消費者教育教材である社会への扉といったものですとか、県作成のJUMP UP、こうしたものなどにも学べる素材がございますので、消費者問題なども含めまして、お金の管理について理解を深める、こうしたところで活用していきたいと考えているところでございます。

さらに、進んだ取組をしている学校の事例、こうしたものですとか、先ほど申し上げたような教材の活用例、こういったものを全校の教員が参加する教育課程説明会で周知するなど、充実をした取組が進められるようにしていきたいと考えておるところでございます。

小野寺委員

それでは、要望を申し上げたいと思います。人生もちろんお金が全てではありません。ただ、人生の幸、不幸を左右するかなり大きな部分をこのお金というものが占めているのは、現実だと思っていますので、金銭感覚、あるいは金銭管理能力をしっかりと身につけるために、またキャッシュレスの社会ですから、その中で適切に判断することができる大人になるためにも、金銭教育というのは大変私は重要だと考えています。もちろん学校の教科の中でということですので、大変限られた時間になると思いますけれども、しっかりと学習環境を整えていただきて、充実した実践教育を今後も行っていただくことを要望して、私の質問を終わります。